3回

平成31年第 総 会

3月

白井市農業委員会会議録

平成31年3月5日 開会 平成31年3月5日 閉会

白井市農業委員会会議録

平成31年3月5日午後4時00分に白井市農業委員会を白井市役所に招集した。

出席委員は次のとおり

会長代理 中 本 井 田 井 田 井 田 藤 名 番 日 日 春 香 香 香 香 香 香

農地利用最適化推進委員の出席は次のとおり

宇賀義則

1. 齋藤和博

7 番

- 2. 秋 谷 茂 男
- 3. 川 上 洋
- 4. 押 田 勝 巳
- 5. 海老原 清
- 6. 山崎雅巳
- 7. 伊藤治
- 8. 秋 本 善 久

本日の議案は下記のとおり

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第2号 農地法第5条の規定による転用許可申請について
- 議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について
- 議案第4号 平成30年度第11次農用地利用集積計画について
- 議案第5号 生産緑地法第10条の規定による農業の主たる従事者の証明願について

報告 · 協議事項等

- (1) 届出等事務局長専決決裁報告について
- (2) その他
 - 4月の事前審査会、総会の日程について
 - ・申請受付締め切り 3月20日水曜日
 - 事前審査会(案)3月29日金曜日

第2班 午前9時から 本庁舎3階301会議室

·総 会(案) 4月 5日金曜日

午後4時00分から 東庁舎1階101会議室

午後4時00分委員定数9名中9名出席したので議長が開会を宣言した。

笠井会長 それでは、こんにちは。

定刻少し前ですけれども、皆さんおそろいということで始めさせていただきます。 本日は大変お忙しい中、平成31年3月定例総会に出席いただきまして、大変ご苦労 さまでございます。

先月までは大分寒い日が続いたのですが、このところ気温のほうも大分暖かくなりまして、ことしも、どちらかというと暖冬気味なのかなと思われます。

梨の剪定作業も追い込みに入ってきておりました。

昨年は桜の開花も大分早く、梨の花も例年より1週間から10日ぐらい早く開花しました。

ことしも昨年同様に開花が早くなりそうな気がします。

そしてまた、天気もここに来て雨の日が多くなってきまして、農作業等に影響が出ているかと思いますが、頑張っていただきたいと思います。

それでは、会議を始めさせていただきます。

本日の出席委員は9名により、白井市農業委員会会議規則第6条の規定により、出席委員が過半数に達したため、これより平成31年3月定例総会を開会します。

次に、本日の議事録署名人を指名します。

議事録署名者は、6番、内藤秀樹委員、7番、宇賀義則委員を指名します。

説明及び記録を事務局でお願いします。

これより議事に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。 事務局より説明をお願いします。

事務局、高橋でございます。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について。

下記のとおり、農地法施行令第1条第1項の規定による許可申請がありましたので 提出いたします。

平成31年3月5日提出。

白井市農業委員会会長、笠井行雄。

1番、十余一字平塚道南62番4の9。

地目、現況ともに畑。

地積、1,193平方メートル。

権利者、白井市平塚 番地、〇〇〇〇。

経営面積、113アール。

義務者、松戸市千駄堀 番地の 、〇〇〇〇。

所有権移転、贈与でございます。

以上です。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

笠 井 会 長 ありがとうございます。

次に、先般行われました事前審査会の班長より、審査内容の報告をお願いします。 宇賀義則委員、お願いします。

宇賀義則委員 班長の宇賀です。

議案第1号、1番について、3条申請にかかわる調査報告を行います。

資料は1番です。

当日は、権利者、〇〇〇〇さんご本人が出席され、義務者、〇〇〇〇さんにつきましては、代理委任状で〇〇〇〇さんに委任されました。

申請地は、市役所から北東へ約3.5キロメートルに位置しております。

申請地の現状についてですが、耕作はされておらず、背丈ほどの枯れ草に覆われております。

進入路は、市道により確保されております。

次に、農地法第3条第2項の許可基準に適合するかについて、報告いたします。

権利者が所有している主な農機具は、トラクター2台、貨物自動車2台、田植え機、 コンバイン1台ずつと農機具はそろっております。

労働力は、世帯員6人のうちの3人が農業に従事しています。

年間従事日数は300日、技術力もあります。

面積要件についても、下限面積の50アールをクリアしています。

現在所有する農地は、全て効率的に耕作しており、過去に農業経営を縮小させる行為を行った事実はありません。

また、周辺地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保についても、支障はありません。

以上、全ての調査結果から、本案件は農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考え、許可相当と判断いたします。

以上、報告を終わります。

笠井会長 ありがとうございます。

ただいま、事前審査会の班長より審査内容の報告がございましたが、地区担当員の 方で補足説明がございましたら、説明をお願いします。

福田孝一委員お願いします。

福田孝一委員 平塚担当の福田です。

まず、○○さんなんですが、○○さんのほうは、平成25年3月15日付でこの畑を相続しています。

ところが、〇〇さんは消防署に勤めておりまして、農家は一切やっていないということ、また、住んでいるところが松戸ということで、ここをきれいにするというのはちょっと大変だということで、誰かやってくれる人がいないかということで探していました。

○○○○さんについてなんですけれども、まず、野菜を主につくっております。それからあと、田んぼという形で。

それから、出荷先は主に行商ですが、あと金町の市場へ出荷しております。

後継者に関してですが、娘3人なんですが、3番目の娘が農業に関して関心が高いということ、それで、もしうまくいけば、農家をやりたいという婿さんが来てくれたらなというのをひそかに願っているというところです。

また、作付に関してなんですが、今現状だと、セイタカアワダチソウもかなり出ているということと、周りからは見えないのですが、ごみを結構捨てられている。 それから、真ん中にマルチがまだ敷いたままで、それが残っているという状態なので、とりあえずきれいにして、その後、1年ぐらいは土づくりですか、耕うだけという形でもっていって、作付に関しては、2年、3年ぐらいたってしまうかもしれないとい うことを言っていました。

また、この人の書類関係なんですが、贈与という形で○○さんから○○さんいただいています。

そういったところで、〇〇さんのほうで知り合いの司法書士を頼んで、そのかかる費用は〇〇さんが持つということで、〇〇さんのほうも、それに関して大変ありがたいという形で話していました。

以上です。

笠井会長 ありがとうございます。

事前審査会の報告及び地区担当員の補足説明が終わりましたので、続いて質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手をお願いします。

ございませんか。

では、質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、これより議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、採決を行います。

許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

〔賛成者举手〕

笠 井 会 長 賛成全員です。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、許可することに可決します。

議案第2号 農地法第5条の規定による転用許可申請についてを議題といたします。 事務局より説明をお願いします。

事務局、高橋でございます。

議案第2号 農地法第5条の規定による転用許可申請について。

下記のとおり、農地法第5条の規定による許可申請がありましたので提出いたします。

平成31年3月5日提出。

白井市農業委員会会長、笠井行雄。

こちらは、1番から3番につきましては同一事業ですので、全てについて、同じ項目は一括で説明したいと思います。

まず、地目、現況ともに畑。

権利者は、白井市十余一番地、株式会社〇〇〇、代表取締役、〇〇〇〇。

申請事由は、一次転用を伴う賃貸借権の設定、資材置き場でございます。

それでは、個別に異なる部分について読み上げます。

1番、清戸字花堀込503番、外8筆。

地積、9筆合計で5,726平方メートル。

義務者、白井市清戸 番地 、〇〇〇〇。

2番、清戸字花堀込504番。

地積、224平方メートル。

義務者、白井市清戸 番地、〇〇〇〇。

3番、清戸字花堀込512番。

地積、419平方メートル。

義務者、印西市和泉 番地 、〇〇〇〇。

以上でございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

笠 井 会 長 ありがとうございます。

次に、先般行われました事前審査会の班長より、審査内容の報告をお願いします。 宇賀義則委員、お願いします。

宇賀義則委員 班長の宇賀です。

議案第2号、1番、2番、3番について、関連ですので、一括して調査報告をいた します。

審査資料は3番、4番、5番です。

当日の出席者は、権利者、株式会社○○○○、代表取締役、○○○○さんご本人、義務者、○○○○さん、○○○○さん、○○○○さんにつきましては、代理委任状で○○○○○○○さんに委任されました。

それと、申請代理人の有限会社〇〇〇、取締役〇〇さんが出席されました。 まず、立地基準ですが、申請地は市役所から東へ約3キロメートルに位置しております。

県道に面しており、進入路は確保されております。

現地調査した結果、農地区分としては、第1種、第3種には該当しない農地のため、第2種農地として判断いたしました。

転用目的ですが、現在、土木工事業を営んでいますが、産業廃棄物の処理に必要な土地及び事業拡大に伴い、既存の資材置き場だけでは手狭なため、当該申請地に盛土をして利便性を整えた上、新たな資材置き場として利用したいということです。 次に、一般基準ですが、本申請は資材置き場用地ということで、申請面積は通路を含めてそれぞれ5,726平方メートル、224平方メートル、419平方メートルの合計で6,369平方メートルであり、事業計画との関係においては、面積妥当と思われます。

資金は自己資金で賄う計画で、許可後は速やかに事業に着手するものと思われます。 周辺農地への支障ですが、近隣説明で特に意見はないとのことです。

また、申請地は土地改良区ではありません。

以上のことから、立地基準、一般基準とも何ら問題ないものと思います。

以上で報告を終わります。

笠井会長 ありがとうございます。

ただいま、事前審査会の班長より審査内容の報告がございましたが、地区担当員の 方で補足説明がございましたら、説明をお願いします。

最適化推進委員の山崎雅巳委員お願いします。

山崎雅巳委員 地区担当推進委員、山崎です。

今回の経緯について説明します。

この案件は、昨年、恒久転用で申請されていましたが、県のほうから、転用面積が大きいというところで、一度、一次転用で申請し直して、1年以上資材置き場としてきちんと使用することができたら、再び恒久転用で申請してはどうかという指導があったそうです。

そのため、資料3の42の農地復元誓約書を新たに添付して、今回、一次転用として 申請したとのことです。

説明は以上です。

笠井会長 ありがとうございます。

事前審査会の報告及び地区担当員の補足説明が終わりましたので、続いて質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手をお願いします。

根本委員。

根本孝一委員 事務局にお聞きしたいのですけれども、今回、3の42でも復元誓約書というのを隣 に教育委員会から文化財のことについて出ていますけれども、その辺は農業委員会の 採決には何ら影響しないものと考えてよろしいのでしょうか。

事務局板橋です。

他法令ですので、特には問題ないと思います。

根本孝一委員わかりました。

笠井会長 ほかにございますか。

よろしいですか。

では、質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、これより議案第2号 農地法第5条の規定による転用許可申請について、1番、2番、3番、関連がありま すので、一括して採決を行います。

許可相当意見を付して県に進達することに賛成の方は、挙手をお願いします。

〔賛成者举手〕

笠 井 会 長 賛成全員です。

議案第2号 農地法第5条の規定による転用許可申請について、1番、2番、3番ともに許可相当意見を付して県に進達することに可決します。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請についてを議題 といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局、高橋でございます。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について。

1番、河原子字砂久保前232番2。

地目、現況ともに畑。

地積、2,975平方メートル。

権利者、印西市小林北 丁目 番地 、〇〇〇〇、柏市南増尾 丁目 番 号、〇〇〇。

義務者、松戸市馬橋 番地、〇〇〇〇。

転用を伴う所有権移転、駐車場で、申請事由は、駐車場整備に当たり埋め立て工事 を追加するためでございます。

以上でございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

笠井会長 ありがとうございます。

次に、先般行われました事前審査会の班長より、審査内容の報告をお願いします。 宇賀義則委員、お願いします。

宇賀義則委員 班長の宇賀です。

議案第3号、1番について、調査報告をいたします。

審査資料2番をごらんください。

当日の出席者は、権利者、○○○○さん、○○○○さん。

義務者、〇〇〇〇さん、申請代理人、有限会社〇〇〇〇、代表取締役、〇〇〇〇さんが出席されました。

まず、立地基準ですが、申請地は市役所から北へ約3キロメートルに位置しております。

進入路につきましては、供用道路と使用貸借の土地を経由することで確保されております。

現地調査した結果、農地区分としては、第1種、第3種には該当しない農地であることから、第2種農地として判断いたしました。

本申請の目的ですが、農地法第5条許可後の計画変更承認申請ということですが、 当初の計画では、現況の状態での駐車場利用ということでありましたが、高低差が あり駐車するのに困難なため、埋め立てを行い使いやすくしたいということです。

次に、一般基準ですが、駐車場用地ということで、申請面積は通路を含めて2,975 平方メートル、駐車台数の合計は83台であり、事業計画との関係においては、面積 妥当と思われます。

資金は自己資金で賄う計画で、許可後は速やかに事業に着手するものと思われます。 なお、周辺農地はありません。

以上のことから、立地基準、一般基準とも何ら問題ないものと思われます。 報告を終わります。

笠井会長 ありがとうございます。

ただいま、事前審査会の班長より審査内容の報告がございましたが、本案件につきましては、許可後の計画変更承認申請ということで、地区担当員の補足説明はございません。

続いて、質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手をお願いします。

根本委員。

根本孝一委員 農業委員の根本です。

前出たときに、私見たときには大分木が生えていて、ぼさぼさで高低差まではちょっとわからなかったのですけれども、今の現状としては、見た感じは、木は切って一旦駐車をして、それでもだめだったということで理解してよろしいのでしょうか。

客観的に見て、これは無理だなという状況なのかどうか、ちょっと教えていただけますか。

笠井会長 班長。

宇賀義則委員 班長の宇賀です。

事前審査会のときに現場で見ましたが、実際、木はもう切り倒されていまして、木の切りくずといいますか、切ったものが山になって、ところどころ置いてある状況です。

高低差につきましては、かなりの傾斜がきつくて、駐車は難しいと思いました。 本申請は妥当だと思いました。

以上です。

根本孝一委員 わかりました、ありがとうございました。

笠井会長 ほかにございますか。

よろしいですか。

では、質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、これより議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について、採決を行います。

許可相当意見を付して県に進達することに賛成の方は、挙手をお願いします。

〔賛成者举手〕

笠 井 会 長 賛成全員です。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について、許可

相当意見を付して県に進達することに可決します。

議案第4号 平成30年度第11次農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局、高橋でございます。

議案第4号 平成30年度第11次農用地利用集積計画の決定について。

白井市長より、農業経営基盤強化促進法第18条の規定により別紙のとおり平成30年 度第11次農用地利用集積計画(案)の協議がありましたので提出いたします。

平成31年3月5日提出。

白井市農業委員会会長、笠井行雄。

6ページをごらんください。

市長からの協議文となります。

7ページをごらんください。

平成30年度第11次農用地利用集積計画一覧表(案)になります。

1番、折立字向地561番1。

地目、畑。

利用権設定面積、438平方メートル。

種類、使用貸借権。

内容、畑作。

期間、1年。

利用権を設定する者、白井市折立 番地、〇〇〇〇。

利用権の設定を受ける者、白井市折立番地の、株式会社〇〇〇〇、代表取締役、〇〇〇〇。

経営面積、312アール、継続でございます。

2番、木字野口下871番地。

地目、田。

利用権設定面積、1,065平方メートル。

種類、賃貸借権。

内容、稲作。

期間、5年。

賃料、2万円。

支払い方法、直接持参。

利用権を設定する者、白井市復 番地、〇〇〇〇。

利用権の設定を受ける者、白井市木 番地、〇〇〇〇。

経営面積、192アール、継続でございます。

以上でございます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

笠井会長 ありがとうございます。

農用地利用集積計画の決定については、事前審査会の対象外でございますので、審査班長の報告はございません。

そして、今回は継続ですので、地区担当員の補足説明もございません。

続いて質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手をお願いします。

では、質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、これより議案第4号 平成30年度第11次農用地利用集積計画の決定について、採決を行います。

承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。

[替成者举手]

笠 井 会 長 賛成全員です。

議案第4号 平成30年度第11次農用地利用集積計画の決定について、承認すること に可決します。

議案第5号 生産緑地法第10条の規定による農業の主たる従事者についての証明願 についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局、高橋でございます。

議案第5号 生産緑地法第10条の規定による農業の主たる従事者についての証明願 について。

下記のとおり、生産緑地法第10条の規定による農業の主たる従事者についての証明 願がありましたので提出いたします。

平成31年3月5日提出。

白井市農業委員会会長、笠井行雄。

1番、西白井一丁目7番1、外1筆。

地目、現況ともに畑。

地積、2筆合計で1,882平方メートル。

申請人、鎌ケ谷市佐津間 番地、○○○○。

申請事由、生産緑地解除申請のため。

以上でございます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

笠 井 会 長 ありがとうございます。

生産緑地法第10条の規定による農業の主たる従事者についての証明願については、 事前審査会の対象外ですので、審査班長の報告はございません。 地区担当員の補足説明はございます。

最適化推進委員の押田勝巳委員お願いします。

押田勝巳委員 中木戸地区担当の推進委員の押田です。

先日、中村会長代理と一緒に現地確認と、本人に会ってお話聞いてきました。

現在、親が先般亡くなりまして、相続を受けて、この土地がうちからはちょっと遠いし、宅地なのです。

相続税も結構かかるので、その支払いのために土地を処分して、相続税に補うということで、話聞いてきました。

資料、経営実態証明書を見るとわかると思うのですけれども、農業はしっかりやっておりますので、問題ないと思いますので。

以上、そういうことです。

笠井会長 ありがとうございます。

続いて質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手をお願いします。

質疑ございませんか。

では、質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、これより議案第5号 生産緑地法第10条の規定による農業の主たる従事者についての証明願について、採決 を行います。

承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。

[賛成者举手]

笠 井 会 長 賛成全員です。

議案第5号 生産緑地法第10条の規定による農業の主たる従事者についての証明願にについて、承認することに可決します。

次に、報告事項に入らせていただきます。

事務局より説明をお願いします。

事務局、高橋でございます。

報告第1号 専決処分について。

下記のとおり、白井市農業委員会事務局規定第6条第6号及び第7号の規定により専決処分したので、これを報告いたします。

平成31年3月5日提出。

白井市農業委員会会長、笠井行雄。

10ページをごらんください。

専決処分書となります。

農地法第3条の3第1項の規定による相続の届出でございます。

14ページまで、5件でございます。

次に、15ページをごらんください。

②農地法第4条第1項第7号の規定による市街化区域内農地の転用届出でございます。

続きまして、16ページをごらんください。

③軽微な農地改良の届出、2件でございます。

報告事項は、以上でございます。

次第に戻っていただきまして、その他といたしまして、次回の事前審査会、総会の 日程についてお知らせいたします。

申請受付締め切りは、3月20日水曜日となります。

事前審査会が3月29日金曜日、こちらは第1班の担当となります。

午前9時から、本庁舎3階301会議室で行います。

次に、総会は、4月5日金曜日午後4時から、こちらは東庁舎1階101会議室で行います。

以上でございます。

笠 井 会 長 本日の議案については、全て終わりました。 どうもご苦労さまでした。

委員会会議の顛末を記録し署名捺印する。

白井市農業委員会会長

白井市農業委員会議事録署名人

白井市農業委員会議事録署名人